改正貸金業法の早期完全施行等を求める件

経済・生活苦での自殺者が年間7千人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止(総量規制)などを含む同法が完全施行される予定です。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、官民が連携して多重債務相談に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成 20 年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつあります。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、 再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではありません。 今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付 の充実及びヤミ金融の撲滅などであります。

よって、国会及び政府におかれては、地方消費者行政の充実及び多重債務者問題が喫緊の課題であることも踏まえ、以下の施策を実施するよう要望します。

記

- 1 改正貸金業法を早期(遅くとも本年12月まで)に完全施行すること
- 2 自治体での多重債務者相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保 するなど相談窓口の充実を支援すること
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 21 年 10 月 9 日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 金融担当大臣

消費者担当大臣様